Ⅰ-1.医療安全管理に関する基本指針

勤医協中央病院における安全管理に関する基本指針

1. 医療安全に関する基本的理念

中央病院管理部は安全な医療を提供するために、医療安全管理部門を設置する。

私たちは患者様に「質の高い医療」を提供したいと願い、日々努力している。一方、国民の医療の安全に関する関心は高まっており、その見る目は一層厳しいものとなっている。医療事故は一旦生じると、最悪の場合、患者様の生命を危機に陥れ、当事者は大きく傷つき、病院に対する信用も低下する。日本における医療事故紛争は、医療の高度化、高密度化、複雑化および患者様の権利意識の高揚などにより増加傾向である。中央病院においても患者様の安全確保の観点から、医療事故の予防・再発防止を推進することはきわめて重要な取り組みである。私たちの医療安全活動は「人間はエラーを犯すもの」という観点に立ち、事故を起こした個人の責任を追及するのではなく、事故を発生させた安全管理システムの不備や不十分な点に注目し、患者様に信頼される医療サービスの提供と医療の質の向上を求めていく事を医療安全の基本姿勢とする。

また、私たちは、医療を患者様・ご家族との「共同の営み」であると考え、医療者だけでなく患者様・ご家族にも医療過程に参加を通して、良質で信頼される医療の提供に努める。

2. 医療安全管理指針の目的

この指針は医療事故の予防・再発防止ならびに発生時の適切な対応など、勤医協中央病院における医療安全体制を確立し、かつ「安全・安心・納得のいく医療・福祉」（医療・福祉宣言）の提供をはかることを目的とする。

3.用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

1）インシデント　日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったもの。ヒヤリハットとも呼ばれる。

2）アクシデント　医療行為によって何らかの障害が患者に発生した事例、有害事象のこと。医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。医療事故と同義。

3）過失　法律上は、ある状況のもとで一定の行為（作為または不作為）をなすべきであったのに、これをしなかったことをいう（行為義務違反説＝判例）。この場合一定水準の注意義務の存在が前提となる。医療の場合は、当時の一般的医療水準に照らしてどうかの問題である。

4）医療過誤　計画どおりに医療行為を行おうとして失敗すること、又は目的の達成のために間違った計画を採用すること。医療過誤は、重大な過誤、軽微な過誤、およびニアミスを含む。

4.医療安全管理体制

当院における医療安全管理対策と患者の安全確保を推進するために、以下の役職及び組織などを設置する。

1. 医療安全部門
2. 医療安全委員会
3. リスクマネージャー
4. 医療安全推進士
5. 患者相談窓口

5.職員の責務

すべての職員は患者様の医療の安全性に責任があるという自覚をもって職務を遂行する。

6.安全・安心・納得のいく医療・福祉の実践

患者の立場に立ち、患者が安心して医療を受けることができる環境を整える。

7.医療安全に関する組織的な取り組み

安全管理に関する最高意思決定機関として医療安全委員会を置き、病院長が総括する。日常の診療現場における安全管理は各部署のリスクマネジャーおよび安全医療安全管理部門が主導する。医療事故発生時には医療安全部門が中心となり、すみやかに組織的対応を行う。

8.インシデントアクシデントの報告と再発防止、情報共有への取り組み

インシデントアクシデントが発生した際にはすみやかに報告できる体制を整える。また、アクシデントは根本原因分析および実践可能な再発防止策を計画・実践・評価の過程を適切に行い、職員全員に周知し共有できるよう対応する。

9.適切な医療事故への対応

本院における医療を通じて、患者に何らかの障害が発生した場合には、救命や回復のために迅速かつ適切な治療、および患者やかぞくに十分な情報提供を行う。さらに、発生した事態が過失によるか否かの判断や、組織的に当該医療事故に対応するために必要性に応じ速やかに事故調査委員会を開催し公平で客観的な評価を行い、患者やその家族、されには社会への説明責任を果たすよう努める。

10.患者相談窓口の設置

患者に納得のいく医療を提供するために、患者相談窓口を設け、相談、意見、苦情等に率直に耳を傾け、適切な対応を行うとともに安全管理及び医療の質改善に積極的に活用する。また患者が安心して医療をうけられるよう改善を図る。当院では患者相談課を設置し対応を行うが、医療安全に関わる事案においては患者相談課と連携を図り、医療安全部門で対応を行う。

11.医療安全教育・啓発

すべての職員が安全な医療提供の重要性を認識し、積極的に安全を推進していくために、医療安全管理に関する教育や研修、啓発活動を行う。

12.医療安全マニュアルの作成・更新

医療安全マニュアルを作成し周知する。毎年見直しを行い、必要に応じて適宜改訂を図る。

13.本指針の周知、閲覧等

1）本指針の内容については、院長、医療安全部門員、医療安全委員、リスクマネージャー、医療安全推進士等を通じて、全職員に周知徹底する。
2）本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努める。本指針は、患者及びその家族等がいつでも閲覧できるよう掲示する。

[作成]2006/4/1 [改定]2006/7/1、2007/4/1、2007/7/1、2008/4/1、2009/4/1、2010/4/1、2011/4/1、2012/1/1、2013/1/23、2013/04/01、2013/8、2014/9/6、2019/2/8、2023/4